

若者がふつうに一人で暮らすには 月額244,951円が必要

必要生計費調査の結果公表 約9500人から回答

改めて示された
最賃15000円の根拠

2月4日、大阪春闘共闘・大阪労連は、「大阪府必要生計費試算調査の結果」について公表しました。



記者会見で調査結果を報告（2月4日）

試算調査では、大阪市内で若者がふつうに一人暮らしをするためには、男性で月額24万4951円、女性で月額24万2110円が必要であると示されました。年額では約300万円となります。

これまでに調査を行った都道府県と比べても大きな差はなく、最低賃金は全国一律で1500円以上が必要であることが改めて強調されました。

大阪の最賃992円は
ワーキング・プア状態だ

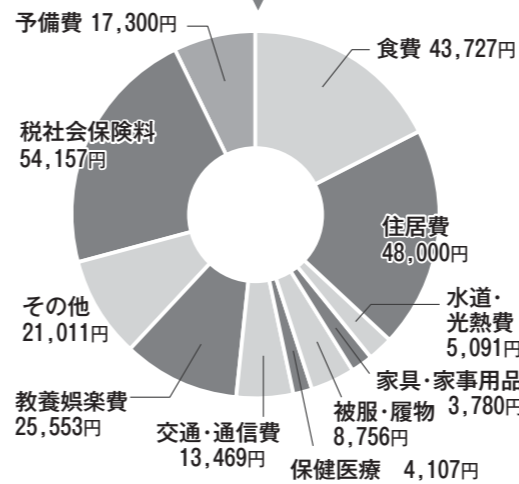
一方で、現在の大阪の最低賃金は9

92円で、フルタイムで働いたとしても月額16万円程度です。年収は200万円にも届かず、ワーキング・プアの状態です。

今回の調査は、科学的データに基づいて、必要生計費を明らかにするために大阪府労連が取り組み、傘下の労働組合員の協力により貴重なデータを得ることができました。

回答のあった中から、大阪に住んで働いている一人暮らしの若者6344人のデータを抽出した結果、「大阪で一人暮らしするには、月額24万4951円が必要」であることがわかりました。

生計費調査結果



必要生計費試算調査

生活のパターンを調べる「生活実態調査」と、持ち物をどれくらい所有しているかを調べる「持ち物財調査」を行い、その結果をもとに、ふつうの暮らしに必要な費用を一つひとつ丁寧に積み上げる「マーケット・バスケット方式」により算定。

「今後、不当労働行為は 繰り返さない」と誓約

大阪市が「団交拒否は不当労働行為」と認定した労働委員会命令の取り消しを求めた裁判は、控訴審判決（2月4日大阪高裁）でも市の主張を退け控訴を棄却。市が上告を断念し、命令が確定しました。

2月25日、大阪市は松井市長名の誓約書を大阪市労組に手交しました。会場となった大阪グリーン会館には、大阪市労組のたたかいを支援してきた市労組OBをはじめ、多くの関係者が駆けつけました。

大阪市長名の誓約書を 大阪市労組に手交



大阪市当局から誓約書を手交されました（大阪市労組・井協委員長、左）

松井市長の代理として、岩田仁総務課長が誓約文を読み上げ、市労組の井協委員長に手渡しました。

松井市長が謝罪し誓約すべきこと

井協委員長は「本来なら、松井市長が来て謝罪し誓約すべきだ」と述べた上で、「団交拒否は不当労働行為である」当たり前のことを認めるのに何年かかっただのか。地裁判決を高裁に控訴した時にも、市民の税金が使われている。コロナ禍で大変な時、市民のために使うべきだ」と何度も当局に言い続けてきたことを強調しました。

さらに「今後も市民と職員の声届け、大阪市を良くするために力を合わせた」とし、「そのため、今すぐ正常な労使関係をつくる。この誓約書手交は初めの一歩」と毅然と述べました。

正常な労使関係つくる第一歩

公開シンポ「公立保育施設の活用を考える」



保育部会の國乗部会長（右から2人目）と牧野谷事務局長（右端）が提言案を報告しました

地域の子育てを守るために 何が必要かの提言案を報告

大阪自治労連・大阪保育連・保育研究所は2月27日、「私たちが考える公立保育施設の役割と活用」提言案（中間報告）や、「民間保育園から期待する公立保育施設の役割」などについて報告し、質疑が行われました。シンポには保育士や保護者、研究者など100人以上が参加しました。

保護者を取り巻く現状や公立・民間が協力して地域の子育てを守るために何が必要か、などについてまとめられています。

公立施設の統廃合ではなく基準を引き上げて豊かな保育の実現を

参加者からは「公立保育施設の役割と必要な条件整備が進むと、どんなに豊かな子育てができるようになるのかとワクワクした。保育士や研究者など、いろんな立場の人が発言されとてもよかった」「公立施設が核となり、民間の保育施設と連携していく必要性を感じた。公立保育所はなくてはならないと強く思う。子どもが減って統廃合ではなく、最低基準を引き上げ改善することが大事という運動の大切さを学んだ」などの感想が寄せられています。

今月のキーワード

労働委員会制度

要求書の受け取りを拒否する。団体交渉に応じない。これらの行為は法律違反である「不当労働行為」です。そういった時に間に入ってもらう第三者機関として「労働委員会」があります。「労働委員会」は労働組合法に基づき設置された公的機関です。国の機関としての中央労働委員会と都道府県の機関としての都道府県労働委員会があります。労働委員会は、労働者が団結することを擁護し、労働関係の公正な調整をはかることを目的としています。

今月のキーワード

最低賃金法

賃金を決めている法律は最低賃金法だけです。最低賃金法第9条第2項には、「労働者の生計費および賃金ならびに通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定めなければならない」とあり、最低賃金額を定める三要素があげられています。この中で、最も重視されるのが、労働者の生計費です。つづく第3項に「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう」との説明が加えられています。